

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>附 則（令和6年7月25日企営第155500000402号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。 <u>ただし、当社が別に定める一部の区域については、この限りではありません。</u> （経過措置）この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に係る機器利用料については、西企営第24号（平成23年5月20日）の附則第2項の規定にかかわらず、1装置ごとに月額750円（税込価格 825円）を適用します。 | <p>附 則（令和6年7月25日企営第155500000402号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。 （経過措置）この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に係る機器利用料については、西企営第24号（平成23年5月20日）の附則第2項の規定にかかわらず、1装置ごとに月額750円（税込価格 825円）を適用します。 |
| | <p>附 則（令和7年1月29日企営第155500000558号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。 （経過措置）この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 （その他）企営第155500000402号（令和6年7月25日）の附則第1項を「この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。」に改めます。 |

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>附 則（令和 6 年 7 月 25 日企営第 155500000402 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。 <u>ただし、当社が別に定める一部の区域については、この限りではありません。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置の基本装置の I-1 型（プラン 1 に係るものに限り。）及び I-2 型に係る機器利用料については、西企営第 18 号（令和元年 5 月 7 日）の附則第 3 項の規定にかかわらず、1 装置ごとに月額 300 円（税込価格 330 円）を適用します。</p> | <p>附 則（令和 6 年 7 月 25 日企営第 155500000402 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置の基本装置の I-1 型（プラン 1 に係るものに限り。）及び I-2 型に係る機器利用料については、西企営第 18 号（令和元年 5 月 7 日）の附則第 3 項の規定にかかわらず、1 装置ごとに月額 300 円（税込価格 330 円）を適用します。</p> |
| | <p>附 則（令和 7 年 1 月 29 日企営第 155500000558 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>（その他）</p> <p>3 企営第 155500000402 号（令和 6 年 7 月 25 日）の附則第 1 項を「この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。」に改めます。</p> |